

<p>芦別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p>	<p>施設等利用給付認定事務（認可外保育施設等への給付事務）が新たに発生するため、同認定事務を追加する。</p>
<p>芦別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例</p>	<p>市内の児童が幼稚園、認定こども園、保育所等（認可施設のみ）を利用する際に支払う利用者負担額（保育料）について、国の無償化に合わせ、3歳（教育希望は満3歳、保育希望は満3歳になった日の翌年度）から5歳まで及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯を無償化する。</p>

（施行期日）

令和元年10月1日から施行する。

（2）芦別市特定教育・保育施設多子世帯副食費助成条例の制定について

（制定の趣旨）

幼児教育・保育を無償化するための子ども・子育て支援法等の改正が行われ、3歳から5歳までの児童等の幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用者負担（保育料）が、本年10月利用分から無料となることが決定したところであるが、これに合わせ、3歳から5歳までの副食費の取り扱いが統一され、年収約360万円未満世帯及び国の第3子児童を除き、実費徴収とされたところである。

この改正により、つばさ保育園の副食費は国に合わせ徴収することとするが、市の義務教育修了第3子（以下「市第3子」という。）は保護者負担が発生することから、市独自で無償化するものとし、また、つばさ保育園以外の幼稚園、保育所等の副食費についても同様の取り扱いとすることから、保護者が施設へ支払う副食費を市が独自で助成するため、条例を制定しようとするものである。

（条例の内容）

<p>条例名</p>	<p>内 容</p>
<p>芦別市特定教育・保育施設多子世帯副食費助成条例</p>	<p>つばさ保育園以外の幼稚園、保育所等利用者へ副食費の助成を行うため、条例を制定するものとする。</p>

（施行期日）

令和元年10月1日から施行する。